職場における パワーハラスメント

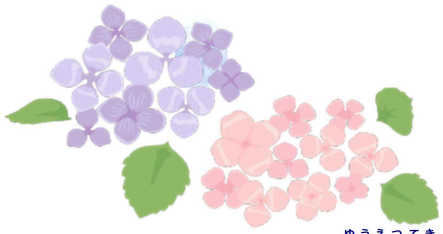

職場におけるパワーハラスメントは、職場においておこなわれる①優越的な関係（職場内の優位性）を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものを言います。なお、客観的に見て、業務上必要かつ相当な範囲でおこなわれる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントは該当しません。

あなたのパワハラ意識をチェック！

- □あえて人前で部下を説教し、周りの士気を高めるようにしている
- □無視したり、仲間はずれにしたりする
- □口頭で注意しても改善が見られない場合は、多少手をあげることもある
- □仕事に関係ない個人的なことを強引に頼むことがある
- □嫌いな部下には口をきかない
- □気に入らない部下には仕事を与えない
- □言い分も聞かずに頭ごなしに叱る
- □ミスをした部下を叱責するメールを職場の全員に送信する
- □自分の仕事のやり方を押しつける
- □一方的に無理な目標設定を押しつける
- □威嚇（モノを投げる、机や椅子をたたく、蹴る、書類を破るなど）する
- □相手を見下し、ばかにする

なごみ

第２６７号
2024年6月1日発行
編集・発行
和束町人権啓発課
（人権ふれあいセンター内）
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

取引先へのアポイントメントの時間を間違え遅刻したとき、同行した上司が強く注意したとしても、それだけではパワハラとは言えません。注意する＝パワハラ、ではありません。「お前はバカか」「こんなんだから結婚できないんだ」など、人格をも否定するような暴言が問題とされるのです。

また、優位性（力関係）を利用して、同僚間、さらには部下から上司に対してパワハラがおこなわれることもあります。冷やかし、からかい、嘲笑、悪口、恥辱、屈辱を与えるなどの行為を繰り返しおこなうこともパワハラに該当します。

パワハラは、行為者の言動に「相当性があったかどうか」

ポイント！

継続的に個人の人格を否定するような暴言や行動はパワハラになります。
あなたの言動を振り返ってみましょう。

- 人権侵害や人格否定に当たらないか
- 社員の成長に資するものなのか
- 広く労使の理解が得られるものなのか

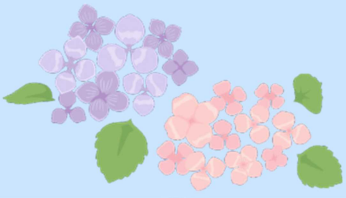

出典：京都人権啓発推進会議「STOP 職場のハラスメント」パンフレット

みんなで築こう 人権のまちづくり

6月1日は人権擁護委員の日です！

●人権擁護委員の日とは・・・

人権擁護委員が組織する全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員が国民の皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝えるとともに、人権尊重の大切さを呼びかける日としています。

昭和57年から全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所開設事業を実施しており、毎年6月1日前後に、全国各地の公共施設、デパートなどにおいて特設相談所を開設しています。

和束町でも人権擁護委員の日にちなみ、6月3日(月)にも相談日を設けておりますので、ぜひお越しください。

●和束町の人権擁護委員さん

3人とも、とても優しく親身に相談に乗ってくださいます。
ちょっとした相談事でも構いません
のでどうぞお気軽にご相談ください。

中嶋 修さん　桧谷 正樹さん　中井 薫さん

ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。
人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

6月の相談日

月日・・・６月３日（月）・２７日（木）
時間・・・午後１時３０分～４時
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
和束町人権啓発課
（人権ふれあいセンター）
ＴＥＬ ０７７４－７８－３４８８
ＦＡＸ ０７７４－７８－３２１２